製造業戦略的イノベーション推進基金条例の制定について

本市製造業戦略的イノベーション推進基金条例を下記のとおり制定するものとする。

令和4年(202年)2月24日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市製造業戦略的イノベーション推進基金条例(設置及び目的)

第1条 本市は、基幹産業である製造業が経済社会の変化に対応し、 更なる成長に向けた新分野展開、事業転換又は業態転換を実現する ため、柏崎市製造業戦略的イノベーション推進基金(以下「基金」 という。)を設置する。

(積立て)

- 第2条 基金として積み立てる金額は、予算で定める額とする。
 - (管理)
- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ 有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券 に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上 して基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの

方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に定める目的に該当する場合に限り、その全 部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。